

(政府広報より抜粋)

国保はここに該当



平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要となります。

社会保障関係の手続

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求**
- 福祉分野の給付、生活保護 など

税務関係の手続

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務 など

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、**社会保障、税、災害対策の分野で**利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うことになります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降

住民票の住所に通知

住民票を有する方(住民票がある外国人を含む)に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。

※現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性があります。

平成28年1月

マイナンバーの利用開始

税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

※年金の手続では平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

平成29年1月

個人ごとのポータルサイト(マイナポータル)の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

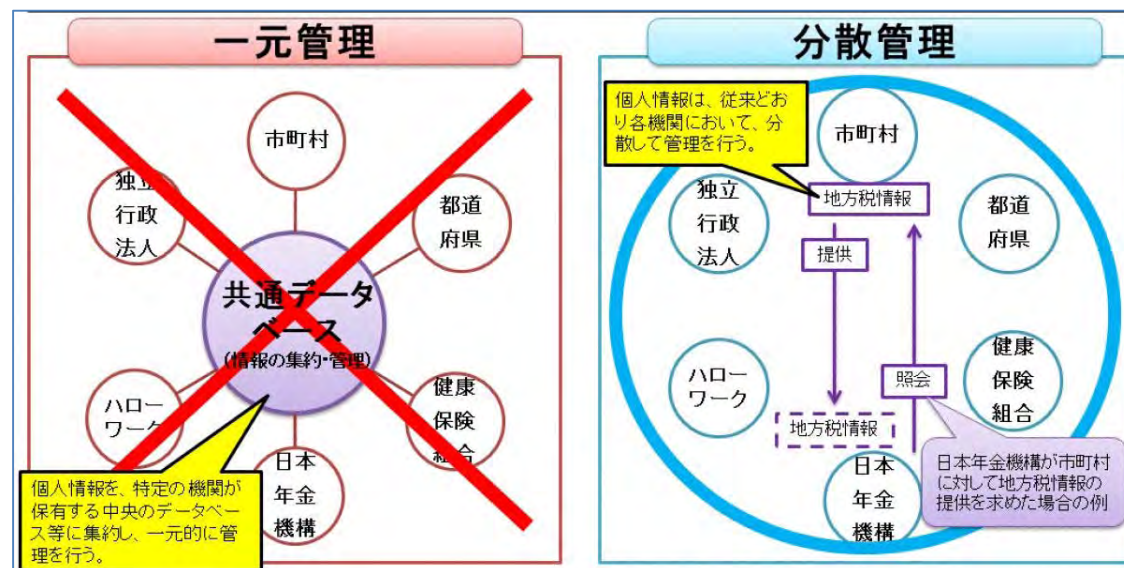
平成29年7月

地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。

申請書等にマイナンバーの記載が必要になる以外は大きな変更はありません。

■ 個人情報の管理



マイナンバー導入後も個人情報は従来どおり各行政機関が保有し、必要な場合には情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行う。

情報提供ネットワークシステムでのやり取りは、マイナンバーを直接使わず、別な符号に置き換え、かつ、暗号化して行う。

■ 特定個人情報保護評価

番号法第 27 条の規定に基づき、マイナンバーの利用にあたり、情報漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置について、「特定個人情報保護評価書」を作成することとされている。国保においても同評価書を作成し、平成 27 年 6 月 15 日から一か月間、パブリックコメントを実施した。

今後、第三者機関（個人情報保護審議会）にて同評価書を点検後、公表する予定。